平成２１年（フ）第１７５３号
さいたま市西区大字指扇1742番地18　サンアゼリア壱番館209
債務者　保崎　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
埼玉県川口市大字源左衛門新田154番地の18
債務者　田口　奈苗
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
新潟県十日町市美雪町３丁目19番地６、前住所東京都板橋区板橋１丁目51番５―202号板橋カイセイ第２ビル
債務者　大海　　實
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３６９０号
愛知県小牧市篠岡２―18　県営篠岡第二住宅11棟303号、住民票上の住所愛知県春日井市篠木町６丁目2487番地３　クレスト篠木103号
債務者　見形百合子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６号
愛知県津島市唐臼町大門22番地　ヤマショウハイツ201号
債務者　谷本　一彦
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７号
愛知県小牧市大字二重堀236番地１　Ｄｉａｓ・ｏｎｅ103号
債務者　飛田　恵里
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３号
愛知県半田市乙川新町３丁目55番地
債務者　松田　裕介
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４０号
愛知県豊川市中央通５丁目52番地
債務者　筒井　友一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３９７号
愛知県豊橋市弥生町字松原70番地２　１―Ｅ
債務者　佐野　　孝
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４６３号
岡山県笠岡市西大戸708番地５
債務者　上山　知子（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
岡山県総社市中央６丁目13番地135
債務者　佐藤　慶一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
大分県中津市耶馬溪町大字大島2133番地３
債務者　瀧水　麻衣
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
大分県中津市大字上宮永1128番地７
債務者　髙本　正成
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５号
青森県三戸郡五戸町字下タノ沢頭48番地34　コーポ若葉２号室
債務者　鈴木　久子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第８６号
さいたま市桜区大字下大久保773番地１　507
債務者　松永　博志
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
さいたま市見沼区東大宮７丁目３番地15　オルム氷川103
債務者　高橋　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
埼玉県鳩ケ谷市桜町３丁目24番６号
債務者　柴田　清美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係